サンケイリアルエステート投資法人
第４回投資主総会　決議結果の概要（ご参考）
（2024 年 11 月 26 日開催）

１．議決権の状況

議決権を有する投資主の総数　　：　13,091 名

その有する議決権の数　　：　467,099 個

２．当該決議事項の内容

第１号議案　規約一部変更の件

第２号議案　執行役員１名選任の件

太田裕一氏を執行役員として選任するものです。

第３号議案　補欠執行役員１名選任の件

向井篤氏を補欠執行役員として選任するものです。

第４号議案　監督役員２名選任の件

本吉進氏、清水幸明氏の２名を監督役員として選任するものです。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

福島かなえ氏を補欠監督役員として選任するものです。

３．決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	賛成率	決議結果
第１号議案	464,966	1,572	99.54%	可決
第２号議案	395,843	70,695	84.74%	可決
第３号議案	421,243	45,295	90.18%	可決
第４号議案　本吉進	396,319	70,219	84.85%	可決
清水幸明	464,278	2,260	99.40%	可決
第５号議案	464,467	2,071	99.44%	可決

（注１）各議案の賛成率については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（※）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成による出席を含みます。）467,099 個で除した数値の小数第３位を四捨五入して記載しています。

（※）本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第１項の規定に基づき、本投資法人の規約第 14 条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めています。

（注２）第１号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決としています。

（注３）第２号議案乃至第５号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

４．本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は賛成又は反対の数に算入していません。

なお、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項はすべて可決されていることを確認しています。

【ご参考：本投資法人規約抜粋】

第 14 条 （みなし賛成）

１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以 上